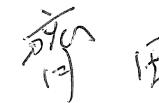


監査報告書

令和元年 5月 24 日

学校法人茶屋四郎次郎記念学園

理 事 会 御 中
評 議 員 会 御 中

監事  

監事  

私たちは、学校法人茶屋四郎次郎記念学園（以下「同法人」）の監事として、私立学校法第37条第3項に基づき、同法人の平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）における財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属明細表）を含め、学校法人の業務並びに財産の状況について監査を行いました。

監査にあたっては、理事会及びその他の重要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類を閲覧するとともに、会計監査人から私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査に関する説明を受けるなど必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、同法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録及び計算書類は会計帳簿の記載と合致し、同法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、同法人の業務並びに財産の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

なお、今般の経常費補助金の減額措置は、文部科学省の認識として、元理事長の教員研修会への出席等が同法人の運営への関与と判断されたためと考えられます。文部科学省の解釈が非常に厳格であり、やむを得ないと考えますが、補助金減額とされた事実の再発防止を要請します。

また、マスコミ報道された非正規留学生の所在不明問題は、報道内容に一部事実誤認が含まれたまま社会問題化されたという点では、不本意な面が多く存在しました。本報告書作成時点では当局の調査は継続中ですが、現時点では、同法人は、教育課程及び在籍管理に関して法令等を遵守していると認識しています。

以 上